

## 基本方針の概要

### 策定の根拠

いじめ防止対策推進法 第12条（地方いじめ防止基本方針）

### 内 容

#### 1 条例設置が必要な組織

- (1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 ※ 法第14条  
→上尾市のいじめに関する施策について協議
- (2) 上尾市教育委員会の附属機関 ※ 法第28条第1項  
「上尾市いじめ問題調査委員会」Aを新設  
→重大事態のうち、学校における調査が困難な場合に調査  
構成：専門的な知識及び経験を有する第三者
- (3) 「上尾市いじめ問題再調査委員会」B ※ 法第30条第2項  
→重大事態の報告を受けた市長が必要と認めるときに再調査を行う

#### 2 学校が実施する施策

- (1) 学校基本方針の策定 ※ 法第13条  
→学校が規定する内容を具体的に策定
- (2) 学校における組織の設置 ※ 法第22条  
→必要に応じた専門家の参加を規定
- (3) 学校が実施する具体的な施策について  
→いじめの防止、早期発見、必要な措置 等

#### 3 重大事態とは

- (1) 児童生徒が自殺を企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- (2) 児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

## 重大事態について

### 1 重大事態とは

#### (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

#### (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

出典：平成25年10月11日文科科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』

### 2 重大事態への対応

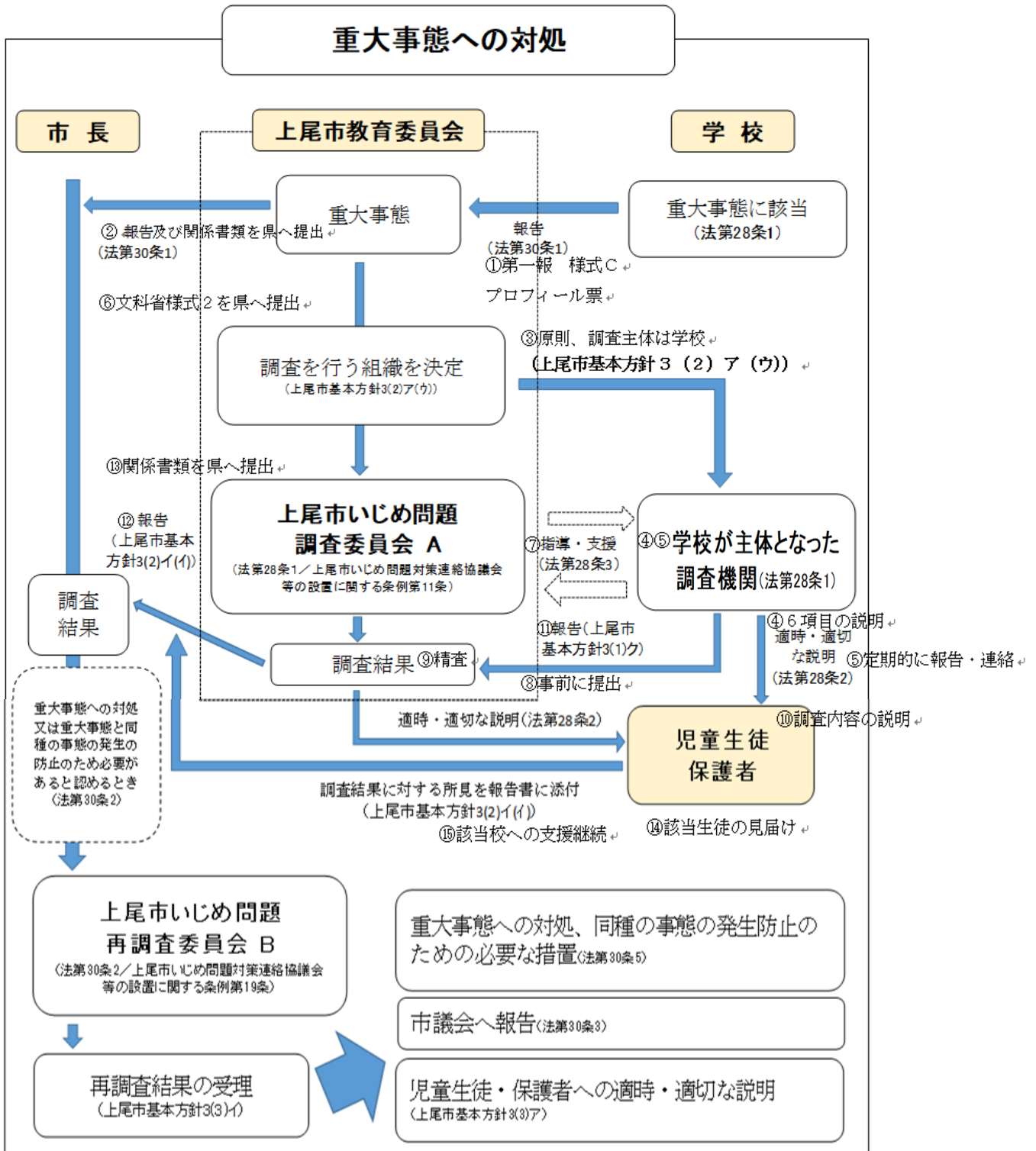
#### (1) 事実関係を明確にするための調査を実施

- ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。  
この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- イ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

#### (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ア 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）
  - イ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

# いじめの重大事態対応フロー図



※法…いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

※上尾市基本方針…上尾市いじめの防止等のための基本的な方針(平成26年2月策定、平成30年2月改定)

【手順】 フロー図と対応

学校	教育委員会
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れるとともに様式 C とプロフィール票を提出する。</p> <p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチーム(生徒指導部会のメンバーとは異なっている場合がある)を立ち上げる。</p> <p>④いじめ被害者側に6項目(調査の目的・目標、調査の主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間(スケジュール、定期報告)、調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)、調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)、調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等))について、丁寧に説明する。【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省 第5被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等】</p> <p>⑤調査を開始するとともに、組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、被害加害側への支援などについて組織的に対応する。(時間割に組み込まれている週1回の生徒指導委員部会とは別に開催する。)また、調査の進捗を定期的に被害側保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>⑧調査が終了したら、今後、被害側に提示する調査内容結果を事前に教育委員会に提出する。</p>	<p>②学校から提出された様式 C をもとに、関係書類を作成し、市長報告を行う。併せて、県へ第一報を入れるとともに、事故速報及び文科省様式 1 を作成し、プロフィール票と併せて県へ提出する。</p> <p>⑥調査が開始した時点で、文科省様式 2 を県へ提出する。</p> <p>⑦学校と密に連絡をとり、調査状況を把握するとともに、指導を行いながら、いじめ解消に向けて支援する。(学校を支援する。)</p>

<p>⑩精査した調査内容結果をもとに、被害側に調査内容の説明を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑪被害者側に調査内容の説明が終了したら、調査報告書と保護者面談記録を教育委員会に提出する。</p> <p>⑭いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>⑨教育委員会は、提出された調査内容結果を精査する。</p> <p>⑫調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。</p> <p>⑬市長報告が終了次第、県に市長報告が終了した旨の連絡を入れる。その後、事故報告及び報告書の写しを県に提出する。</p> <p>⑮該当校と連携しながらいじめ解消に向けて支援を継続する。</p>
---	--

## 「重大事態」事実関係調査

上尾市いじめ問題調査委員会は、1つの重大事態に対しておよそ10回（10日間）の事実関係調査を行う。

### <重大事態調査計画>

回数	内容
1回	・重大事態の内容確認
2回	・調査内容・方法の検討
3回	・調査内容・方法の決定
4回	・関係者ヒアリングの実施 ※
5回	・追加ヒアリングの実施
6回	・質問紙調査の実施
7回	・追加調査の検討
8回	・追加調査の実施
9回	・調査結果のまとめ
10回	・教育委員会へ報告

### ※児童生徒からの聴き取りについて

#### (1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要である。

#### (2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- いじめがその要因として疑われる自殺の場合は、臨時委員が加わる場合がある。